

令和2年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

周俊宇

支那民族性というまなざし

——日本の植民地統治と台湾人認識——

課程博士（学術）博総合第1775号（令和2年6月25日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 川島真（主査）、同教授 月脚達彦
同准教授 山口輝臣、同名誉教授 若林正文、同志社大学教授 村田雄二郎

提出論文は、日本植民地統治下の台湾の人々に日本人が向けていた視線を、主に台湾人社会との直接的な結び付きが強かった日本人警察官、教師、記者などの言説に注目して、「民族性」という観点から考察したものである。これまで、近代日本の台湾認識については包括的な研究がなく、また「民族性」という視点も、多くの史料に見られるために、論点としては意識されつつも、十分に議論されてきたわけではなかった。提出論文は、このような重要でありながら、横に置かれてきた問題に光を当てて、分散しがちな史料を蒐集して包括的に論じたものである。

他方、台湾史研究の観点では、提出論文は1920年代以降の台湾人意識の形成過程と統治者側の「民族性」をめぐる議論がいかに関わっているのか、という論点を提示する。従来、台湾人認識の形成は、第一次世界大戦後の1920年代に台湾の人々が様々な植民地下の制度で「日本人」との相違を意識する過程に求められてきた。それに対して提出論文は、1920年代の形成過程に対して外的に与えられた要因、すなわち日本人による台湾人「民族性」認識があったのではないかと問題提起を行って考察を加えようとしている。

本論文は序章と結論のほか、六章で構成される。序章で「問いの設定」、先行研究の整理を行い、研究手法と研究視角について述べた上で、第一章「人文地理——領有当初の地誌における「移住支那人」認識」では、近代日本の台湾人認識の萌芽期とも言える台湾領有開始前後の日本本土での言説について検討した。当時の日本では、台湾先住民への関心が比較的高かったが、台湾という新領土を認識する「人文地理」的学知の需要が高まるとともに、「移住支那人」への関心が持たれるようになった。その際には、事実関係に不安を残しながらも、西洋宣教師や清朝の地方志などを情報源とした認識が交錯している様相にあった。この段階では、「民族性」の関連記述も決して多くはないが、この時期の認識がそれ以降の台湾人認識の起点となった。

第二章「治安問題——「土匪」認識の形成と変容」では、台湾領有初期に「三禍難」の一つとされ、台湾の「名物」とも揶揄された「土匪」に焦点を当て、それが台湾人に対する「民族性」の語りとともに、どのように近代日本の言説空間に登場したかを考察した。当時の日本の「土匪」をめぐる議論には優位性と恐怖心が混在し、また問題としては「治安問題」と結び付けられるとともに、台湾人の「支那民族性」に由来しているとの認識が見られた。そして、「土匪」をめぐる言説が「民族性」と結び付けられたからこそ、その改善のために統治の必要性、正当性が説かれることになった。「土匪」というイメージが、植民地統治の正当性を主張するために、集合的記憶として喚起され

ていた側面もあるのである。

第三章「同化教育——修身書頒布前における公学校教員の修身観から」では、公学校用修身教科書が正式に頒布される1910年代半ば以前に、台湾の公学校で台湾人の初等教育の第一線に立った日本人教員が、台湾人の「民族性」をいかに認識し、いかなる教化策が考えられたかを検討した。教員たちは、台湾人の「民族性」に関し、「利己主義」や「国家観念の欠乏」こそが「支那民族性」の中核であると論じ、それが実際の教育にも反映された。だが、台湾人は「実利主義」で経済にばかり関心があり、政治に興味が無いとする認識は植民地統治にとって都合のよい解釈となった側面もあった。

第四章「宣伝事業——東洋協会『現在の台湾』と後藤朝太郎の台湾人認識」は、内地での台湾認識を広めることを目的に東洋協会により刊行された後藤朝太郎^{あさたろう}『現在の台湾』（白水社、1920年）に至る後藤の取材経緯やその内容分析を通じて、後藤の台湾人をめぐる「民族性」を論じる。ここでは、当時の日本人社会で共有されていた「支那民族性」を根拠として、台湾人を批判したり、時には台湾で洗練された「支那」の「美点」を内地に紹介したりもしていた。後藤は、中国大陸とは異なる部分のある台湾人の「支那民族性」を肯定的に描いた面もあるが、これも第一次世界大戦期以降に台湾人エリートの政治意識が変容する中で、それを牽制しつつ、日本の台湾統治を肯定していこうとする意図があったのではないかと指摘がなされている。

第五章「政治運動——1920年代の台湾議会設置運動をめぐる『民族心理論』」では、1920年代に台湾在住の日本人記者が執筆した、台湾議会設置請願運動などの台湾社会の変容を捉えた記事などを、「支那民族性」や当時多く用いられた「民族心理」という考え方に関連付けて論じた。そこには、自治を求める運動が、単に国家から社会への干渉を避けるということを求めているとの誤解など「支那民族性」に基づく理解もあれば、運動者の主張する「民族自決」に基づく理解もあった。また、この時期の台湾人の運動者が日本側からの「支那民族性」言説を意識し、日本人の国民性に対抗する際に普遍的な「人間性」を提起する機会があったことなどを指摘し、日本側の言説と、当時育まれてつづいた台湾人の台湾人認識との間に相互性があることを指摘した。

第六章「皇民化——戦時下の「民族性」言説に見られる対決とその終焉」では、1937年の日中戦争の勃発直前に始まった台湾の皇民化時代、また以後の戦争拡大の時期に、1930年代以降の警察や記者による「民族性」の言説がいかなる様相を呈したのかを検討する。従来の支那民族性論で指摘された「利己」が「奉公」の観点から批判されても、行きすぎた皇民化は台湾人社会から反発が見られて政策は徹底しなかったし、また帝国日本の中国占領政策ではむしろ台湾人の「民族性」こそが重視されたために、長谷川総督の「内台一如」、そして「皇民奉公運動」などに見られるように、台湾人の「支那民族性」は一定程度許容されることになった。

終章では各章の内容を整理した上で、「支那民族性」に着目した本稿の考察により得られた知見が説明された。従来の研究では、帝国の論理では「国民性」の涵養が重視され、また台湾人意識については1920年代以降の台湾人の感得した制度的障壁が重視されてきた。だが、本稿での分析を通じて、「民族性」は単に国民性の涵養の観点から排除されるものではなく、時に統治の都合により利用、包摂することが可能だった。後者についても、台湾人意識の形成過程には制度的障壁だけでなく日本人社会からの民族性に基づく言説が影響を与えていた面があることを指摘した。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は主に以下の三つの長所を持っている。

第一に、台湾在住の警察官、教員、記者らの中間層に着目し、新聞や雑誌などを渉猟して、彼らの言説を網羅的に検討したこと、また分析に際して「民族性」という補助線を引くことにより、近代日本社会が台湾人に向けていた視線とその変容を、いくつかの段階に分けながら、台湾統治のあり方を含めて描き出したことには、台湾史研究のみならず、日本近代史、朝鮮近代史から見ても、大きな意義がある。

第二に、第一の論点の延長として、日本統治時代の台湾政治史における二つの重要な論点である、1920年代議会設置請願運動と1930年代後半以降の皇民化政策についても新たな観点を提示したことがある。議会請願運動は、台湾人社会が「日本（の国民性）」と対峙した場であったが、運動者たちは「支那民族性」によらない自らのアイデンティティをより高次の次元で確立しようとし、皇民化運動では統治者が「支那民族性」を排除していこうとしても、現地社会からの反発や帝国としての必要性からそれが徹底せず、むしろそれを包摂せざるを得なくなった様を描き出したことは、台湾史研究に新たな視点を投げかける。

第三に、台湾史研究の通説では、1920年代以降の台湾人意識の形成過程について、制度的な障壁が原因とされてきたが、その過程に日本人社会からの「民族性」に関する言説が影響を与えていた事実を指摘したことは、台湾人社会と日本人社会側の認識の相互性を指摘した点で重要である。

他方、もう少し精査、検討が必要な点も見受けられる。特に、引用されている史料を根拠として説明がなされる際に、背景にある多くの史料を踏まえるがために、史料と叙述との間に一定の隙間や矛盾が生じる場合があることや、説明用語について依然検討の余地がある部分があることが指摘された。また、文献引用に際して、同一文献について字体の異同が見られるなどの不整合も見られた。

しかし、これらの点の多くは本論文の問題点というよりも、今後の課題とすべきものであり、また仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

林慶俊

大清帝国の政治社会と国家統合

課程博士（学術）博総合第1784号（令和2年10月29日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 杉山清彦（主査）、同准教授 大塚修

同准教授 渡辺美季、同教授 六反田豊、ノートルダム清心女子大学准教授 鈴木 真

世界史上、16世紀から17世紀にかけての時期は、世界規模の経済変動とそれに連動した政治・社会秩序の再編成がみられた時代であった。この時期にユーラシア大陸東北部のマンチュリア（満洲）から登場し、大陸東半を覆う大帝国へと発展したのが、マンジュ（満洲）人が築いた大清帝国（清朝）である。本論文は、この大清帝国の勃興期から、支配体制が大成する時期である雍正期

(1722-35) にかけての約1世紀を対象として、多核的な権力主体から構成される大清国家がどのように統合・運営されていたのかという課題を、満・漢文の一次史料を駆使して実証的に解明しようとする研究である。

そのために本論文は、政治的・社会的な人的結合やそれを支える制度装置・社会規範とそれらの相互作用によって現出される場全体を「政治社会」と捉えた上で、4章にわたってさまざまな角度から分析・検討を加える。すなわち、第1章「議政大臣と清初政治」と第2章「清初政治における啓心郎の役割」では、王朝初期に重要な、あるいは特徴的な職位・官職として注目されてきた議政大臣・啓心郎を取り上げ、政治社会を支える制度・慣習という観点から考察する。他方、第3章「清朝宮廷における内務府旗人の存在形態」と第4章「大清国家と定南王家」においては、外来者である朝鮮出身の側近官員と明から投降して厚遇された漢人軍団を取り上げ、大清国家が外来者や下位王権をどのように編成・戦力化していたかを検討する。このような多角的な考察は、マンジュ文・漢文という2種の文字・言語の史料群によって根拠づけられており、さらにその範囲は、典籍だけでなく文書（檔案）にも、また明・清史料だけでなく朝鮮史料にも及び、堅実な歴史学の実証研究と評することができる。

以下、各章の内容を要約する。大清帝国の政治史・制度史は、全マンジュ人が所属する行政組織にして軍制である八旗と、明朝から導入・継承した中華王朝の諸制度とを焦点として研究が進められ、これまでハン＝皇帝と王族（旗王）の権力関係、満・漢の関係、マンジュ的慣習の継承・断絶の評価、などが論点となってきた。序論では、ともすれば二項対立的な構図に陥りやすいこれら既往の問題設定を批判的に総括し、清初史の構図を、権力の求心性を意味する「あつめる力」と遠心力を意味する「わかれる力」との拮抗であったと明快に整理する。その上で、大清王権による統合を、それら二つの力を止揚する「結び付ける力」が働いたものとする捉え方を提示し、その政治統合を支える慣習・制度のあり方を、社会の基底にあるマンジュ人固有の価値観や行動規範に溯って解き明かすという研究方針を示す。

第1章では、清初の議政組織である議政王大臣会議の成員たる議政大臣について考察する。議政大臣は、これまで制度史研究でたびたび取り上げられてきたが、本論文では、制度の沿革や職掌の復元といった外形的な面ではなく、清初のマンジュ人の意志決定プロセスについての慣行や認識といった内面的部分に溯って、議政という行為自体を問い直すところからアプローチする。それによれば、建国者のヌルハチは、政務に参与する全員による熟議と合意によって進められる政治を望ましいものと認識しており、次代のホンタイジは、その認識を継承するとともに、正当な参与資格のない者が意志決定に影響を及ぼすことを不正常な状態として厳しく排除しようとした。議政大臣とは、このような考えを反映して形づくられた職位であり、八旗各旗の長である八大臣と、各旗から複数指名された「任命職議政大臣」と呼ぶべきメンバーとからなっていた。議政大臣には、合議の場で公正に意見を述べるのが期待されるだけでなく、所属旗の旗王の行動・言動を吟味して適切に諫言する義務があり、皇帝と旗王を結び付ける「繋ぎ役」のような存在であったと位置づけることができる。

第2章では、入関（1644年の北京入城）前に設立された明朝式の行政官庁である六部において、清独自の官職として知られる啓心郎（*mujilen bahabuka*）を取り上げる。この特異な官職の職掌については従来いくつかの研究がなされてきたが、主流の解釈である監察官説に対し、本論文では、

語源である「心得させる mujilen bahabumbi」という語彙に着目するというユニークな観点から見直しを試みる。満文史料では、「心得させる」という表現はヌルハチ時代から頻出しており、「法律的判断」による摘発・譴責ではなく、「道徳的判断」に基づいて相手の自発的な改善を働きかける感化・介入行為を意味していた。それが名詞化した啓心郎は、監視・監察役というよりは、そうしたマンジュ人固有の慣習・風俗を制度化し、旗王の相談・助言役としたものというべきであり、逸脱行為を諫止するとともに皇帝・旗王の間に立って仲裁・調整する取次のような役割を果たしていた。啓心郎のような制度的装置こそ、大清国家の政治統合を実のあるものとし、円滑に動かしかめるメカニズムであったといえよう。

入関前を中心にマンジュ人社会の内部から政治・制度の問題に切り込む以上の2章に対し、第3・4章では、外来者に焦点を当てて、より長いスパンで「結び付ける力」の具体相を描き出す。第3章では、皇帝の私的部分を担う家政機関である内務府を取り上げ、そこで活躍した朝鮮系出自の旗人チャンミン一門の軌跡を追う。彼の家系の祖は、1627年の朝鮮出兵の際に捕虜となった金姓の朝鮮知識人で、シンダリなるマンジュ名を与えられて、通訳を起点に内務府旗人として仕えることとなったものである。この家系が擡頭する足がかりとなったのは、その妻が順治帝・康熙帝の乳母・保母を務め、孫のチャンミンが侍童として皇子時代の雍正帝に随従するという、家政部門勤務ゆえの皇帝・王族との距離の近さにあり、外国出自であることは何ら関係なかった。雍正帝の恩寵によりチャンミンは官界で重きを占めるようになるが、その活動は内廷と外朝にまたがり、軍務・外交案件から民政まで、皇帝の側近として政務全般に関与していた。これまで内務府旗人は奴僕のように捉えられることがあったが、チャンミン一門の事例を通して、内務府旗人は、皇帝主導のもと内廷・外朝が一体となって行なう統治の実践を担う存在であったことが明らかとなる。

第4章では、初期大清朝において八旗・モンゴル諸侯と並ぶ三本柱の一つであった漢人軍団の筆頭格の孔有徳軍団を取り上げ、その軍事力の復元と下位王権としての内実解明を行なう。明から降った孔有徳の勢力は八旗の二、三旗に相当する大勢力であり、帰順後、天佑兵・定南藩として組織形態を変えてゆくが、藩王家たる孔有徳一門の下、帰順以前からの軍団構成が一貫して維持されていた。藩王家は大清帝室と緊密な関係を取り結んでおり、孔有徳父子の戦歿後も、異例にも娘の孔四貞が後継者とされるなど、王権側も定南藩を維持しようとしていた。他の漢人藩王が起した三藩の乱を契機として定南藩も解体され、八旗漢軍に編入されることになるが、それまでは藩王家の取り潰しではなく藩屏としての存続こそ原則とされていたこと、解体は皇帝直属軍団の強化に繋がったことが注目される。すなわち孔有徳軍団は、八旗と並ぶ、大清国家を構成する下位王権として位置づけることができる。

結論では、以上4章の内容を総括して、大清国家の「政治社会」は、議政大臣・啓心郎・内務府旗人などといったマンジュ人独特の慣習・心性に基づく職位・身分が、国家を構成する各単位・人員を有機的に結び付け、円滑に動かしかめることで統合・運営されていたとする。そのような組織法・運営法は、帝国秩序の外延に当る漢人藩王にまで適用されており、朝鮮知識人や漢人軍団などの外来者も、ひとしく「結び付け」られて帝国の運営を担う一員として組み込まれていた。これが本論文でいう「政治社会と国家統合」の具体相である。

以上の内容を持つ本論文の学術的意義は、まず第一に、帝国形成期の大清国家の政治制度とその運営・運用のあり方を、多くの面から実証的に明らかにしたことである。各章で取り上げられた職

位や制度は、いずれも史料に頻出しながらも諸説あって定まらなかったり逆に研究が脱落したりしているものであるが、本論文において実証的に具体像が明らかになったことは研究史上大きな意義がある。第二は、外形的な制度・規定でも編年的な権力抗争史でもなく、それらの基底にある当時のマンジュ人の慣習・心性や価値観念・行動規範に着目して、内的に明らかにしていこうというアプローチの獨創性である。制度的記述が大半を占める漢文史料はもちろん、満文史料を用いた研究でも心性や規範の復元を志向したものはほとんどみられない中、独自の着眼によって、その輪郭を復元するとともに、それを「政治社会」の解明に活用しており、着想・立証双方において獨創性ある成果を生んでいる。

このように、歴史学の研究として本論文の水準と価値は非常に高いといえるが、乗り越えるべき課題がないわけではない。一つは、心性・価値観を伝える記事のほとんどが君主の発言であり、マンジュ人社会に共有されている観念として直ちに一般化できるのかという問題である。いま一つは、「結び付ける力」という力学的アナロジーで統合の論理が語られるが、それは権力の形成過程一般の事象であって、大清特有の特徴といえるのかという問題である。史料の制約があるとはいえ、いずれも本質を衝く指摘であり、いっそう史料面・論理面双方の強化に努めることが望まれる。さらに、序論でも自ら整理しているように、八旗制およびそれを軸として組み立てられた初期大清国家の体制をどのように評価するかという論点をめぐって、学界では大きな論争があるが、本論文が打ち出す国家統合の姿がどのように位置づけるのか、ということが明確に語られていないことは惜しまれる。「政治社会と国家統合」という大きな論を立てているだけに、より積極的な学説史への応答を期待したい。

しかしながら、これらの指摘は本論文の学術的功績を損なうものではなく、むしろ本論文が高水準であるがゆえの、期待を込めた要望であるとの認識で審査委員会は一致した。したがって本審査委員会は、本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

山口早苗

日本占領期上海文壇再考

—— 中華日報社と中国文化人 ——

課程博士（学術）博総合第1795号（令和3年3月1日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 石井剛（主査）、同教授 エリス俊子

同教授 鈴木将久、同准教授 中村元哉、同志社大学教授 村田雄二郎

日中戦争期（1937-45年）において日本の占領下に置かれた中国の「傀儡」政権に関しては、中国国民党統治区（重慶政権）や中国共産党統治区（延安政権）から相対的に自立した政治空間として、1990年代から本格的な研究が始まった。また、孤島期（1937-41年）およびアジア・太平洋戦争期（1941-45年）の上海の政治・社会や文化の実態については、都市史の変遷という視角から、近年さまざまな研究が蓄積されつつある。本論文「日本占領期上海文壇再考 —— 中華日報社と中国文化人」はそうした動向を踏まえて、対日協力政権（汪精衛国民政府）のなかで活動した文化人の思

想や文学の営為を、文壇全般の状況と関わらせながら実証的に考察しようとするものである。

これまで大陸中国や台湾において、対日協力者と目される文化人や知識人への評価は、ナショナリズムやイデオロギーの制約もあり、「親日文人」「文化漢奸」として否定的な評価が下されるのが通例であった。だが、本論文は日本の中国侵略・占領にたいする「協力」と「抵抗」の境は自明でも固定的なものでもなく、曖昧で流動的な空間が広がっていたとする「グレーゾーン」論の問題意識を受け継ぎつつ、汪精衛政権の機関紙『中華日報』の文藝欄に見られる執筆活動や編集方針を、文化人たちの主体性と自律性をともなった抵抗の一環として定位しようとする。

論文は、序論・終章を含めた6章からなり、参考文献と付録「『中華副刊』記事総目録」を付す。本文は図表を含めてA4判で全137頁あり、参考文献と付録を含めると総208頁になる。以下、本論文の内容を紹介する。

筆者は序章で、日本占領期の上海で展開された文学活動に関する先行研究を整理した上で、政権機関紙であった『中華日報』の文藝副刊を対象に、中華日報社に集った作家や編集者の創作や思想営為を明らかにすることが、文壇の全体像を描き出すには不可欠の課題であるとの問題提起を行う。とくに、新聞文藝欄という、当時多くの読者を獲得したメディアに着目した点が、本論文の独創的なところである。

第一章「政治宣伝と娯楽の間で——『中華日報』文藝欄「華風」の考察」は、『中華日報』の初期の文藝欄であった「華風」を取り上げ、その編集方針や紙面の変化を通じて、孤島期上海の文壇の一端を明らかにする。汪政権が求める「和平」を軸とした政治宣伝は当初ははなばなしく紙面を飾ったものの、長続きせず、やがて大衆向けの娯楽ニュースに混じって、純文学や演劇などの作品や評論が掲載されるようになった、と筆者はいう。

第二章「『中華副刊』に見る占領下の文学活動」は、日米開戦により、それまで相対的に自由な言論空間が保障されていた上海租界の状況が一変するなかで、『中華日報』文藝欄の「中華副刊」が広い読者に迎えられた背景を探る。筆者は「中華副刊」が「和平文学」を推進したとする通説は誤っており、鴛鴦胡蝶派と称される通俗文学や商業文藝誌とは一線を画した編集方針に「中華副刊」成功の要因があるとして、その文学的性格と特徴を抽出する。

第三章「陶亢徳と中華日報社——編輯者の側面に注目して」は、第一、第二章が文藝欄を考察の対象としていたのにたいして、実際に文藝欄の編集を担っていた陶亢徳の行動と思想に焦点をあわせる。陶は抗日陣営側の文化人とさまざまな接点があった人物であるが、1942年以降も上海に残ることを選択し、中華日報社系列の新聞や雑誌の編集に携わった。かれは自ら編集する文藝欄で政治宣伝色を薄め、文化・教育を主とした誌面構成をこころがけた。「間接的な抵抗」とも見られるその姿勢からは、戦時下の文壇の複雑で曖昧な「グレーゾーン」の状況が透けて見える。

続く第四章「日本占領下における楊之華の文学活動——上海文壇批判とその文学観」も、中華日報社系列の編集者であった楊之華を取り上げ、戦時下の上海の文壇状況を考察しようとするものである。楊之華は当時、文壇で突出した人物であったにもかかわらず、これまでほとんど注目されることがなかった。だが、日本文学の積極的な紹介、『文藝年鑑』の刊行、独自の文学的使命感などの点で、この時期の上海文壇のキーパーソンともいえる人物である。とくに、かれが中国文学のあるべき方向を探るなかで、五四新文学を回帰すべき原点と考えていたことは、「通俗文学」にたいする「純文学」の擁護ともあわさって、戦時下における一つの文学的抵抗のかたちを示していると見

られる。

終章では、各章の内容を要約した上で、歴史・文学・メディアの交錯した場として上海文壇を多面的に解説していく必要があること、また、文学メディアから「グレーゾーン」研究に新たな貢献をなしうることなどの結論が導き出される。

以上のような構成と内容を持つ本論文にたいして、審査委員会は、戦時下における文化人の対敵協力の問題をめぐり、歴史・文学・メディアなど諸領域の研究に新たな知見と視座をもたらす力作であるとの点で見解の一致を見た。論文の学術的意義として特筆されるべきは、以下の2点である。

第一に、文藝副刊（タブロイド判文藝欄）という新聞メディアに実証的な考察を加えたことである。著者は「華風」「中華副刊」という文藝欄に着目し、あらゆる記事の整理・分析を行うとともに、紙面の変化や編集方針の推移、執筆陣や編集者の動向などを緻密に分析し、戦時下の上海文壇の一面を見事に切り取った。このことは、各章には含まれた記事目録や特集号一覧、および巻末の「中華副刊」記事総目録などの地道な基礎的作業にも存分にあらわれている。

第二に、「抵抗」と「協力」の狭間にあるグレーで曖昧な空間を、新聞文藝欄や雑誌の紙面構成を通じて、具体的に描出したことである。先行研究でも、日本占領地区に残った文学者や知識人の「沈黙」や「隠遁」「忍従」といった態度を「抵抗」の実践として読み解こうという試みはあった。だが、本論文ではそれとは違った角度から、政権に参与しつつも政治宣伝を巧みに回避したり、娯楽作品とは一線を画したりして、困難とは知りながら自立した文学空間を打ち立てようとする「間接的な抵抗」のかたちを抽出するのに成功している。これは、日中関係のみならず、言論人の戦争協力というより広い問題に一つの重要な示唆を与える点で、学术界にたいする本論文の大きな貢献といえる。

とはいえ、本論文に若干の瑕疵や不足がないわけではない。審査委員会では、汪精衛政権と敵対する重慶の国民政府（蔣介石政権）にたいし、中華日報社に集う文化人がいかなる認識や個別の関係性を持っていたのかについて疑問が呈された。また、論文中の通俗文学と純文学の分け方、日本の同時代文学の紹介の基準や経路についてはさらなる検討が必要であるとの指摘がなされた。

しかしながら、以上のような指摘は、本論文の学術的達成を損なうものではない。むしろ本論文が切り拓いた視圏により、今後の新たな課題が発見されたというべきである。

総括するに、本論文の達成が中国文学史、中国メディア史、中国近現代史、日中関係史等の領域に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定した。

田中李歩

新経済政策期マレーシアにおける人びとの地位達成
——産業化過程での多数派優遇政策の帰結に関する実証研究——

課程博士（学術）博総合第1807号（令和3年3月19日授与）
審査委員会委員 東京大学教授 有田伸（主査）、同准教授 岡田泰平
同准教授 田原史起、同教授 中西徹、日越大学学長 古田元夫

アジア経済研究所グループ長 熊谷聡

提出論文は、マレー系民族の優遇措置がとられた新経済政策期のマレーシア社会において、教育達成、ならびに社会経済的地位達成の機会が、マレー系と非マレー系のそれぞれにどのように配分されたのかをさまざまなデータを用いて多角的に分析し、これにより、1つの民族のみを優遇するという社会の調和を損ないかねない政策が導入されながらも、マレーシア社会の安定が維持され続けられたのは何故なのかを考察するものである。

「ブミプトラ政策」とも呼ばれるマレーシアの新経済政策は、社会の多数派であるマレー系民族を優遇する政策であったという点で、他の社会で見られるマイノリティ優遇政策とは性格を異にする。社会に占める比重が大きい多数派の優遇は、少数派の機会をその分大きく閉ざしてしまうことにもつながりかねないが、マレーシアではそのような政策が非マレー系の激しい不満や、それに基づく民族間の重大な衝突をもたらすことはなかった。なぜそのような事態は生じず、社会の安定が維持され続けたのであろうか。本論文は、産業化と全般的な教育拡大も同時に進んだ新経済政策期のマレーシア社会において、非マレー系民族が実際にどのような教育・就業機会を獲得し、それによってどのように地位達成を成し遂げてきたのかを、マレー系民族との比較において実証的、多角的に考察することで、人々のライフチャンスの観点から、この問いに答えようとするものである。

本論文は、序章、終章に加え、第1章から第5章までの5つの章からなる。問題の所在、研究方法、研究の意義と論文の構成が示される序章に続き、第1章ではまず、産業化と教育拡大、教育を通じた社会経済的地位達成との関連についての理論的論考の整理、ならびに先行するマレーシア研究の批判的検討がなされる。ここでは、ドーアの「学歴病」論やそこで用いられている概念の有用性が確認されると共に、マレーシアの民族間関係に関する先行研究では政治的要因や差別の問題に関心が集中する一方、教育達成や社会経済的地位達成の実態については十分な検討がなされていないため、これらを実証的に分析していくことの必要性が示される。またこれに基づき、新経済政策期のマレー系優遇政策のもとで、教育達成機会と社会経済的地位機会の民族間配分はどのように推移したのか、またその推移をもたらしたメカニズムはいかなるものであったのか、という本論文の課題が提示される。

第2章では、マレーシアの産業化・経済発展過程についての概観がなされた後、1970年代以降実施された新経済政策に関して、導入に至るまでの経緯、政策意図、ならびにその具体的な内容について論じられる。新経済政策期のマレーシア政府は、民族間でのさまざまな機会配分の変革のみを追求するのではなく、経済発展によるパイ自体の拡大も目指され、結果的に輸出志向型工業化が進展することとなった。他方、直接的な経済資源配分による優遇政策の遂行には限界があったことから、民族優遇政策の重点は次第に、教育機会配分の優遇などの間接的な形へとシフトしていった。これらの事実の確認を通じ、本論文では以降、教育政策としてのマレー系優遇政策の効果と影響の検討に重点が置かれるべきことが示される。

第3章では、マレーシアの教育制度とその新経済政策期以降の変化の概観がなされると共に、マレーシアにおけるこの間の人々の教育達成水準の変化、ならびにそこにおける民族間での相違の分析がなされる。人口住宅センサスの2%抽出個票データを用いた分析によれば、新経済政策期以降、マレー系に有利な教育政策が導入されていく中で、実際にマレー系の教育達成水準が他の民族を上

回るほどに上昇していき、特にこのような傾向は高等教育よりも中等教育段階において顕著であった。このようなマレー系における教育水準の上昇は、実質的にマレー系のみに関与した特別な教育機会の存在や、母語によって学校教育を受けられることによる有利さなどによるものと考えられる。高等教育機会の供給は依然として限定的ではあったものの、このようにして、当時「現実的に手が届く範囲の高学歴」と位置付けられる後期中等教育を受けられる人々がマレー系では大きく増加したものと結論付けられる。

第4章では、新経済政策期のマレーシアにおいて、学歴が人々の社会経済的地位達成にどのような影響を及ぼしたのかが、人々の職業的地位と収入の民族別分析を通じて検討される。これにより、前章で示されたマレー系の相対的な高学歴化にもかかわらず、全体的には、新経済政策期を通じ、マレー系の職業的地位は中国系のそれを上回ってはいないことが示される。もちろんマレー系の教育水準は上昇し、その分より高い地位の職業に就きやすくなったものの、学歴が職業的地位に及ぼす影響はこの間マレー系において鈍化しており、これを一因として中国系を上回るには至らなかったものと考えられる。さらにこの章では、収入に対する学歴効果の分析も同時に行われ、学歴が収入を規定する程度はそれほど高くないことが示される。特にこの傾向は中国系において顕著であり、マレー系優遇政策によって中国系の教育達成が相対的に制限されたとしても、そのために中国系の地位達成が大きく妨げられることはなかったものと結論付けられる。一方、インド系の場合は、高い教育を受けていないことが地位達成に及ぼすネガティブな影響が大きく、同じ非マレー系であっても、中国系とインド系の間には、この時期の地位達成機会に一定の相違が存在したことになる。

続く第5章では、前章で示された結果がどのように生じたのかを明らかにすることを目的として、個別の職業と学歴との関連、自営業への参入機会、職業アスピレーションとキャリア規範の検討が民族別になされる。まず個別の職業と学歴との関係の詳細な分析を通じ、この間の教育拡大にもかかわらず、中国系においては学歴と職種との対応関係があまり変化していないこと、また中国系では個人事業主になることが重要な地位達成の経路となっていたことが示される。これに対し、マレー系では全般的な高学歴化の結果、高い学歴を得てもそれまでであれば就けていたはずの仕事には就けず、より地位の低い仕事に就いていく傾向が見られ、このような趨勢の中で学歴効用の低下が生じていたものと理解される。また独自に行ったインターネット調査データも生かした自営業への参入機会の分析を通じては、自営業への参入しやすさに対する学歴の影響は小さく、また高学歴化によっても変化していないこと、また中国系の自営業参入に際しては人脈やそれに基づく助言・助力が活かされていることが示される。さらにインタビュー調査に基づく職業アスピレーションとキャリア規範に関しては、中国系は高い教育達成を成し得なかったとしても、高い職業アスピレーションを抱きやすく、結果的に高い職業的地位に就いてきたのに対し、マレー系では就業先が公的セクターであるか否かなど、職種とは異なる次元に基づく就業機会選好が持たれ、それに基づく就業機会選択がなされていたなどの特徴が指摘される。これらはいずれも、マレー系優遇政策の履行にもかかわらず、中国系の社会経済的地位達成がマレー系と比べて劣らなかったという前章の知見を説明するものとなる。

終章においては、本論文の知見が再度整理されると共に、マレー系優遇政策の帰結に対し、総合的な観点から評価がなされる。教育の領域ではマレー系を優遇する政策を取り得たものの、就業の領域では社会の多数派であるマレー系を利するような直接的な政策は十分に履行し得ず、結局マレー

一系の間では学歴代替雇用が生じることとなったという本論文の知見は、社会の多数派を優遇する政策の限界を示すものとして捉えられる。一方、中国系ではマレー系ほどの教育機会拡大は見られなかったものの、自営業化がその代表例であるように、教育達成を介さない形で社会経済的地位達成が成し遂げられており、この事実が新経済政策期のマレーシア社会の安定をもたらした要因の1つとして位置付けられる。以上が本論文の要旨である。

提出論文は、新経済政策期のマレーシアにおけるマレー系優遇政策がいかなる性格のものであり、またそれがいかなる社会的帰結をもたらしたのかを、教育機会と社会経済的地位の配分の両面から実証的に解明し、またその知見に基づきつつ、マレー系優遇政策の実施にも拘わらず非マレー系民族の大きな不満が生じなかった理由についての包括的、かつ説得的な説明を提示したという点で高く評価される。マレーシアにおけるマレー系優遇政策の存在自体は広く知られているが、それがどのような実効性を持ったのかは、マレーシア国内ではこのトピックが政治的主張と結び付きやすいセンシティブな問題であることを一因として、これまで必ずしも十分には検討されてこなかった。本論文は、貴重なデータの巧みな分析により、マレー系優遇政策の社会的な帰結をクリアな形で描き出しており、その学術的な意義は非常に大きい。

また本論文は、マレーシア政府が10年毎に行っている人口住宅センサスの2%抽出個票データを手入れし、このデータに直接計量分析を施すことによって、マレー系優遇政策の社会的な帰結を、きわめて精緻な形で、徹底的に検討し得ている点も高く評価し得る。これにより、新経済政策期以降、マレー系の教育水準は概して中国系に大きく追いついたこと、またそれにも拘わらず、職業的地位達成の面では中国系の機会が大きく制限されることはなかったことなど、従来十分に示されていなかった重要な知見が数多く明らかになっている。このように政府統計の個票データをはじめとする貴重なデータの多面的な分析を通じ、緻密な検討を重ね、設定した課題について徹底した考察を行っている点は、社会科学の枠組みに基づく実証的なエリアスタディーズの1つの模範として高く評価され得る。

また本論文の考察は、マレーシア社会の背景条件と其中で各民族が置かれた社会経済的地位を十分に理解し、社会階層論や教育社会学の領域における議論をしっかりと踏まえた上で行われており、マレーシアを事例とした社会学研究としての意義も大きい。さらに本論文は、人口住宅センサスデータの他にも、独自に行われたウェブ調査・インタビュー調査データの分析や新聞広告の分析など、当時の社会のリアリティを把握するために多様な手法を積極的に用いている点も、高く評価される。

一方、審査委員会においてはいくつかの注文も付された。まず第4章以降で頻繁に用いられる「地位」をはじめ、論文中のいくつかの重要な概念に関しては、筆者自身の手によってもう少し明確な定義が与えられる余地があった。もしそれがなされていれば、分析と考察のさらなる発展の可能性が開けたものと考えられる。またデータ上の制約がありはするものの、非マレー系の国外留学の実態と帰結について、より詳細に検討していく余地は存在したであろう。さらに、冒頭で示された理論的な枠組みと実証的な分析とを一層有機的に連携させることも可能であったであろう。

しかしこれらはいずれも、今後本研究をさらに発展させていくための課題として位置付けられるべきものであり、本論文の博士論文としての意義を否定するものではまったくない。したがって、本審査委員会は、全員一致で本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

川尻文彦
清末思想研究
—— 東西文明が交錯する思想空間 ——

博士(学術)第18620号(令和2年7月30日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 石井剛(主査), 同准教授 山口輝臣
同准教授 中村元哉, 同教授 中島隆博, 同志社大学教授 村田雄二郎

本論文は、中国の清代末期という特殊な時代環境のなか、王朝体制を維持していた中国文明が、伝統的世界観から近代的国際秩序にもとづく世界観への転換を迫られるなかで、知識人たちが、その転換をいかに思想的課題として認識し、帝國的システムを新しい近代国民国家へと変容させていこうとしたのかについて、概念史的アプローチを通じて俯瞰的に論じようとしたスケールの大きな思想史研究である。文明の転換期においては、新しい世界観と国家観を構成するために不可欠な新しい概念が、主に翻訳を通じて創造されることになるが、清末の中国知識人たちが直面したのはまさにこの問題であり、本論文は、「文明」、「社会」、「哲学」、「自由」、「革命」、「共和」、「民主」などこの時期に翻訳を通じて登場した新たな概念、もしくは古代文献においても見られるが、新しい意味が賦与されて換骨奪胎された概念を取り上げながら、これらが相異なるさまざまな政治思想や体制構想相互間のせめぎあいと角逐を繰り広げたディスコースの総体を「思想空間」と名づけて、その内部における諸概念と諸思想の生成、交流、連鎖、衝突の諸相をダイナミックに描写した。かかる思想空間は当然のことながら中国語ディスコースの内部に閉じたものではあり得ず、複数言語の相互交渉のアリーナとならざるを得ないが、本論文は、とりわけ日本語ディスコースを共通の平面の上に置くことによって、空間的な広がりを獲得したのみならず、概念の生成・変容という時間的プロセスの流動性を描ききることによって、複雑に絡み合う思想の相互作用を、うちに時間をも含みこんだ立体的な領域(sphere)として表現した。この「思想空間」が読者に対して提示するのは、世界認識の錯綜した複数性にほかならない。しかし、この複数性は、けっして論者の相対主義的な姿勢の結果であるのではなく、本論文は、複数性が認められるにも拘わらず、それらを貫く何かがあることを示唆しつつ展開する。そして、結論部分において、それは結局のところ、複数性をそれとして支えるある種の「普遍」としか呼びようのないものであることが明かされるのである。そして、そのことによって、本論文の読者は、その作者とともに新たな問いに自ずと導かれる。それは、いったい「中国とは何なのだろうか」という問いである。本論文は全体の叙述を通じて、この問いにたどり着く。それはまさに、日本、アメリカ、中国、台湾などで行われてきた中国近代思想史研究が今日までにたどり着いた地平を指し示すものであると言える。

本論文は、4部構成の本論に序章と終章を加え、合計379ページに及ぶ紙幅を有し、作者のおよそ20年にわたる中国近代思想史研究の集大成と言うに相応しい大作である。以下に、各章の概略を示す。

まず、小野川秀美やジョセフ・レベンソンといった中国近代思想史研究の骨格をなした経典的研究から丁寧に先行研究を整理した序章に続き、第一部は「東西文明への視角」と題して、張之洞の「中体西用」論、辜鴻銘の「道德」論、梁啓超の日本経由による「文明」概念理解などが検討の俎

上に載せられる。そこでは、中国（もしくは「東洋」と西洋という二元論的な視野を、清末知識人たちが所与の世界観として受け入れつつも、思想のプロセスにおいて、中国と西洋そのものに対するイメージと解釈をおのずから変容させていくさまが描かれる。第一章「〔中体西用〕論と〔学戦〕——張之洞『勸学篇』の周辺」では、「中体西用」論の再解釈を試みるとともに、張之洞『勸学篇』を当時の思想史的な文脈に位置づけつつ、「中体西用」の背後に「学戦」と言われる世界認識があったことが指摘される。第二章「辜鴻銘と「道徳」の課題——東西文明を俯瞰する視座」は辜鴻銘による東西文明融合の思想的試みが分析される。特に彼が提示した「道徳 (moral)」に着目し、その思想の総合的理解を目指した。第三章「近代中国における「文明」——明治日本の学術との関連で」では、日本亡命前の梁啓超の「文明」をめぐる議論が取り上げられた上で、彼が日本亡命後に、福澤諭吉の「文明—野蛮」をめぐる思想を初めとする明治日本における文明史をいかに吸収したかが整理されている。同時に社会進化論に日本で出会った梁啓超がそれをいかに文明論と結びつけて論じようとしたかが明らかにされる。

第二部「東西の学知の連鎖」では、社会契約論、政治学、哲学といったヨーロッパ由来の思想や学問が中国の知識人たちにどのように受け入れられ、理解され、そして、新しい意味を獲得していったかが論じられる。それは、単なる思想の「受容」史を叙述することとどまらず、とくに、明治日本における近代的学知の形成過程を仔細に観察しながら、自らの学問を変容させようとした努力であったことが明かされる。第四章「清末中国におけるルソー『社会契約論』」では、中江兆民らのルソー理解を通じて、中国知識人が社会契約論を知り、どう解釈していったかが分析される。第五章「梁啓超の政治学——明治日本の国家学とブルンチュリの受容を中心に」は、ドイツ国家学の影響を強く受けながら発展した明治日本の国家学をさらに中国における新しい近代的国家構想の糧としようとした梁啓超が、いかにブルンチュリの思想に注目し、それを解釈しようとしたかが論じられる。革命には否定的であった梁啓超のみならず、清朝打倒による民族革命を目指したグループにも、ブルンチュリの国家学説が、新しい国家像の雛形として作用していたことが明らかにされた。第六章「梁啓超と徳富蘇峰——馮自由「日人徳富蘇峰与梁啓超」と梁啓超の「盗用」をめぐる」は、日本の言論空間に身を置いて新たな国民国家建設のための思想宣伝を行って多第な影響力を有していた梁啓超が、実は、その議論の多くを日本の文章からの翻案によっていたことについて、特に徳富蘇峰を例にして分析した。第七章「近代中国における「哲学」——蔡元培の「哲学」を中心に」は、蔡元培の「哲学」観が検討され、近代中国における「哲学」概念の受容と吸収、解釈の多面性が論じられた。

第三部「自由への懐疑と模索」では、伝統中国にも存在した「自由」の語が内包する意味とはまったく異なる価値を有する、西洋近代リベラリズムにおける「自由」概念に中国知識人が出会った際に生じた、葛藤や混乱、そしてその価値の受容を前提とした新たな政治社会想像について論じられる。第八章「清末の「自由」」は、近代以降の中国の知識人が「自由」をどのように認識したのか、とりわけ、伝統中国では「勝手気儘」というネガティブな意味を付与されていた「自由」を人々はなぜ好ましい価値として受け入れたのかについて、嚴復や梁啓超の思索をたどりながら整理している。第九章「自由と功利——梁啓超の功利主義理解を導きに」は、梁啓超の功利主義（これは当初「楽利主義」と翻訳された）について、彼の議論の背後にある明治日本の学術界における功利主義解釈と共に論じた。

第四部「共和革命を目指して」では、清末思想史を辛亥革命に至る革命史として描こうとするだけではとらえきれない革命思想の複数の襞を解きほぐすことが試みられる。それは同時に、孫文像に対する再解釈であると共に、republic が「共和」と訳されたことの奇妙さを、「民主」というもう一つの概念の生成と並べながら考察した興味深い分析でもある。第十章「ある「革命」論——留日学生界の動向」では、王朝打倒の革命思想の先陣を切った、日本留学中の少壮の知識人として知られる鄒容そうよくや陳天華、さらには秦力山といった人物の思想を通じて、辛亥革命期初期の革命イメージを振り返る。第十一章「宮崎滔天『三十三年の夢』と章士釗『孫逸仙』——孫文と共和主義」においては、宮崎滔天みやざきとうてん『三十三年の夢』の中国語翻案のなかで、訳者の章士釗しょうししやうが敢えて原文に忠実に訳さないことによって、革命リーダーとしての孫文像の構築を促したことが論じられる。第十二章「近代中国におけるデモクラシーの運命——「民主」と「共和」」では、その孫文が打ち立てた中華民国が共和制国家として成立したにも拘わらず、「共和」という概念自身が「民主」や「民権」といった、democracy と直接につながる概念とのあいだで曖昧な混淆を含みながら受け入れられていったことが示される。また、「民主」概念が、「民の主」たる統治者という古代における用例から、今日の民主主義へと変貌していく過程をトレースしながら、新たな主権者としての「民」のイメージがいかに形成されていったのかが明らかにされる。それはしかし、明快な道すじをたどって形成されたのではなく、やはり、混淆や解釈の分裂・対立を孕みながら、清朝の後に来るべき体制構想をめぐる路線対立を構成していったことが示される。

以上のような本論の広汎な議論を踏まえて、終章では、本論文の中核をなす「思想空間」なる方法概念が、いかに本論文の思想史叙述において意味を有し、しかも、その内部にあらたな問いを包含しているのかが論じられる。冒頭で述べたとおり、本論文の作者は、清末の「思想空間」に「文明」の複数性を見出し、そこに別のかたちでのなんらかの「普遍」の可能性を探究しようとする。しかしそれは、西洋、文明、近代といった、東アジアの近代化において常に参照されたような普遍性とはまったくことなるものであり、「世界認識の複数性」そのものななかからなお見出されるような何かである。ここに到達した本論文は、したがって、その結末において新たな問いを開いており、作者による今後の研究の方向性を示唆するものとなっている。

さて、こうした本論文の主旨と内容全般に対しては、審査委員全員から高い評価が与えられたが、一方で、いくつかの問題点も指摘された。最も主要な問題は、各章の論述を全体として統合するメタ・ディスコースが作者においてじゅうぶんに言語化されておらず、その結果、終章に集約される本論文の主旨と各論の叙述とが必ずしも整合性を伴っていないということが挙げられる。また、中国思想史、日本思想史双方における最新の動向が必ずしも網羅的に踏まえられているとは言えないこと、さらには、文献の引用や表記において、一定程度のミスが認められることなどが指摘された。

しかし、これらの欠点は、本論文の到達点の高さを削ぐものであるとは認められず、審査委員全員が一致して、本論文は博士学位を授与されるにじゅうぶん相応しい水準を有しているとの結論に至った。

以上により、本審査委員会は、論文提出者川尻文彦氏に対して、博士（学術）の学位を授与できるものと認めるものである。

朴成河

日本帝国の朝鮮統治と朝鮮人の「内地留学」(1910年-1945年)

——「内地留学」の統制と要求、そしてその変容——

博士(学術)第18633号(令和2年9月24日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 外村大(主査), 同教授 月脚達彦

同准教授 山口輝臣, 同准教授 岡田泰平 同准教授 三ツ井崇

本論文は、日本が朝鮮を植民地支配していた時期に、朝鮮人学生が日本で教育を受けるという、いわゆる「内地留学」がどのように展開されたかを、歴史研究として明らかにしたものである。論文は序章と第1〜7章、結章で構成されており、本文は日本語で約37万字、このほかに、統計表117点、図3点を付している。

序章は、先行研究の整理と問題意識の提示について述べている。そこでは、まず、従来の朝鮮人の「内地留学」についての研究が、多くは植民地支配への抵抗か協力を軸に論じられており、しかも、1920年代まで、つまり留学生による抗日運動が盛んであった時期に研究が集中しているなどの点を指摘する。このような研究動向に対して、この論文では、次のような点を課題として提示する。すなわち、すべての時期の「内地留学」を分析対象とし、当局による留学それ自体の統制、入学後の学業や就職の指導の実態、「内地留学」を行った朝鮮人が何を求めどのように学んで得た知識や技術を生かしたか明らかにすることなどである。

第1章は、統計資料を通じて見た「内地留学」の特徴について記されている。そこでは、植民地初期に500人台にとどまっていた「内地留学」を行う者の数が、1940年代には約2万人となっていたこと、地域としては東京、専攻では文系がほとんどであることなどが述べられている。

第2章から第6章までは、植民地期について、概ね時期別に、朝鮮人にかかわる教育制度や当局の政策、朝鮮人自身の学業の取り組み、就職等の状況について論じている。第2章は、1910年代についてである。いわゆる第1次朝鮮教育令下の朝鮮人の学校卒業者は、朝鮮で教育を受ける朝鮮人が日本の高等教育機関に進学することに制約があり、同時に教育を通じた立身出世への期待を持つ者が少なかったことから、この時期は「内地留学」がそれほど広まっていなかったことを指摘している。第3章は、日本ではなく欧米などの高等教育機関への留学を試みる朝鮮人とそれに対する統制の実態について述べる。日本政府は朝鮮人の欧米諸国への留学を制限する傾向にあり、留学希望者に対して日本国旅券を交付しないこともしばしばあった。これに対して朝鮮人のなかには、中国に移動し便宜的に中国旅券を得たうえで欧米諸国への留学を実現した者がいたことが明らかにされている。第4章は、1920年代が対象時期である。そこでは、3・1運動後の法改正、すなわち第2次朝鮮教育令の施行により、朝鮮での学校卒業後に日本の高等教育機関に進学することの障害が少なくなるとともに、習得した知識や技術を生かし得る職場への就職もある程度可能となったことから、「内地留学」が増加していた状況が描き出されている。同時に、そうしたなかで、「日鮮融和」を掲げる民間団体を活用しながら、日本当局は朝鮮人留学生の誘導的統制を続けてきたことも記述されている。第5章は、1930年代のうちの1937年の日中戦争以前の時期についてである。この時期は「転換期」として位置づけられる。具体的には、留学生「特別取扱」や官費制度の廃止から、

「内地留学」が行いにくくなっていったが、朝鮮人の側では「内地留学」の希望は少なくなく、そこでは実利的・功利的な思惑を持つ者が目立っていたこと、また、日本内地の中等教育機関の間では経営上の理由から朝鮮人学生を多数受け入れようとするところも現れていたといった事実が明らかにされている。第6章は、戦時期についてであり、日本当局が、1942年度からは「推薦保障制度」の導入、さらに1945年には文部省の直接選抜、さらには留学生を対象とする練成会実施などによって、統制指導が極限にまで強化されていた実態が明らかにされている。同時に、この時期には、官庁などへの就職斡旋が国策として行われたが、それは、戦時下の人材不足を埋めるという背景があったことが指摘されている。

1945年8月以降、朝鮮は日本帝国の一部ではなくなるが、この時期にはまだ、日本内地で学業を続けていた朝鮮人もいた。第7章では、彼らの動向を視野におさめ、「内地留学」の終焉の状況について取り上げている。そこで明らかにされているのは、帰国した者もいる一方で、一部の者は日本政府の対策が十分ではないなかで、学業の継続を続けようとしたこと、朝鮮における高等教育の未発達を背景に、その後も「密航留学」があったことなどである。

以上を受けた結章では、まず、「内地留学」が展開されたすべての時期を通じて、日本当局は、留学の前段階、選抜過程、留学時、卒業後の進路において、様々な統制を行っており、それがエスノセントリズムを背景としていたものであったことが論じられる。そして、そのようななかでも、積極的に「内地留学」を希望し、実行した朝鮮人が存在し、1920年代末以降、「内地留学」は、実利的・功利的な要素を帯びたケースが増えていったこと、それは日本敗戦時まで続き、「内地留学」は階層的にも広がりを見せていたとの分析を提示している。

提出された論文に対しては、朝鮮人の日本留学にかかわる新たな研究として、大きな意義を持つとの評価が与えられた。従来の朝鮮人の日本留学についての研究は、個別の大学についての学生の動向、特定の時期や、ある分野の知識や技術での影響等を取り上げたものであった。しかも、時期的には、日本にやって来た朝鮮人留学生の人数がさらに増加していく1930年代以降について、これまでの研究ではあまり注目されていないままであった。したがって、この論文は、総体としての朝鮮人の「内地留学」を、本来論じるべき重要な時期を除外することなしに描き出した初めての歴史研究ということになる。

そして、この論文では、「内地留学」を行った朝鮮人の植民地支配に対する態度や政治活動のみを論ずるのではなく、そもそも彼らの「内地留学」が何を目的にし、そこで学んだことをどのように生かそうとしたかを中心に議論を進めている。つまりは、抗日運動史の一部、あるいは支配政策史の一部ではなしに、植民地期の朝鮮人の日本留学とは何であったかの解明を試みたのである。

そこで分析で強調されるのは、朝鮮人の「内地留学」が1920年代末以降、日本の支配からの脱却や民族全体への奉仕ではなく、個人が高度な知識や技術を身に付けて、それをもとによりよい生活や高い社会的地位を得ようとする意図を持ったものになっていったということである。この指摘は、軽々に導き出されたものではない。同時代の雑誌や新聞での教育家の議論、留学生団体の雑誌に掲げられた当事者の主張、朝鮮の社会経済の変化と実際の就職状況を、史料に基づき綿密に検討したうえで提示されたものである。

もちろん、この論文は、朝鮮人留学生たちが実利的・功利的傾向であったとして、日本の植民地支配という重要な背景を無視しているわけではない。日本の行政当局が、朝鮮人が高等教育を受け

る機会自体を狭め、留学し得た者についても監視、管理し、支配の枠組みのなかでの人力活用を図るための統制を続けていたことは詳しく記されている。戦時期における行政の直接的な留学への介入や就職の指導、思想教化のための錬成の実態は、歴史研究としては本論文が初めて論じたものである。また、比較的研究が豊富な1920年代までについても、日本当局による旅券の統制や便宜的に中国旅券を得て米国などへ赴こうとする者の動向把握など、この論文が新たな史料を用いて詳細に明らかにした点も多い。

同時に、日本の行政当局の統制と社会的な差別、そのもとでの就職難という条件のなかでの朝鮮人留学生たちの苦悩や苦闘がどのようなものであったかも丁寧に描き出されている。ここでは、学費の問題や就職難、皇民化政策の圧力に対して留学生たちが、ある種の妥協や表面的な受け入れをしつつも、日本の植民地支配に対する批判的な意識も持ち続けながら自身の希望を実現しようとしていたことなども浮かび上がらせている。

このほか、日本敗戦の時点で論文を終えるのではなしに、その後の留学生たちの動向を、これまで知られて来なかった、GHQの作成した留学生関係の文書を利用して分析したことも重要な成果と言える。日本帝国の解体によって、大きな影響を受けざるを得なかった留学生たちの問題のほか、「密航留学」の存在は、支配民族の言語を用いた教育を続けてきた問題が、植民地の解放後にも影響を及ぼしていることを考えさせる史実の提示となっている。

このように、新たな史実の発掘を含む、重要な研究であるとの高い評価が与えられながらも、この論文についてはいくつかの問題点も指摘された。

まず、先行研究の整理について、本論文の問題意識と一部重なる、留学生の就職や日本帝国への協力の問題などを扱った論著が近年には出されており、それらを検討すべきだとの指摘があった。本論の分析にかかわる問題としては、次のような意見が審査委員から述べられた。第一は、近代東アジアにおける留学という観点からも論じるべきであったことである。これによって、共通する問題や朝鮮の特殊事情などが明らかになり、分析はより深められたはずである。第二には、民族内部の階層にかかわる分析がやや不足しているという問題がある。苦学生についての言及はあるが、同じ留学生と言っても階層によってその存在形態は異なるし、どのような階層の人びとが留学を試み、いかに社会的上昇を果たしたか(あるいは果しえなかったか)、なども重要な点であるが、その点は十分論じられていない。第三には、植民地朝鮮における教育全体との関係の問題がある。植民地期の朝鮮人と教育という問題では、留学に限らず(つまり、朝鮮内における教育でも)、日本の当局の統制とそのなかでの個々人の自己実現や社会的上昇を目的とした進学、それを行うことと日本の支配への協力は関係してくる。その点を踏まえて、個別留学という行為に特有の問題が何であるかをより明確にして論じる必要があったと言えよう。第四には、日本当局の留学生施策の説明についての問題がある。論文からは、朝鮮総督府と文部省が必ずしも十分に調整して施策を遂行していたわけではないことがうかがわれるが、両者の関係、それぞれがどのような意図でいかなる対応をとっていたのかは明解な説明がなされているわけではない。以上のほか、様々な事実の提示は興味深いものの、そこから見えてくる点を述べる際に、自分自身の言葉ではなく、他の研究で語られていることを用いてなされているという、論述のあり方についても指摘された。

しかし、これらの点は、本論文の大きな価値を損なう重大な欠陥ということではなく、論文の成果を受けて見えてきた今後の課題と言うべきものである。また、豊富な史料を用いて、植民地期に

おける朝鮮人の日本留学がどのようなものであったかを、これまででないレベルで詳細に描き出した本論文の提出者が、そうした課題に取り組み研究を深化させていく能力の持ち主であることは疑いない。

以上のことから、審査委員会は、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

新田龍希

植民地台湾の形成

—— 清末・日本統治初期における国家・社会関係の転換 ——

博士（学術）第18649号（令和2年12月24日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 川島真（主査）、同准教授 田原史起

同准教授 山口輝臣、同名誉教授 若林正文

北海道大学准教授 北村嘉恵

提出論文は、新たな史料を用い、清末から日本統治初期にかけての統治機構と社会との関係を、社会からの視点を重視しながら極めて実証的に考察することによって、日本による台湾の植民地化の過程を描き出したものである。具体的には、清末には統治機構と社会との関係について一定の連続性がありながらも、両者間に存在した中間団体が日本側によって撤廃され、その関係が転換していく過程を叙述し、1895年の下関条約前後で断絶されていた台湾の歴史を連結させた。そうすることで、本論文は、日本の台湾植民地化を改めて政治過程として説明することに成功している。

従来の台湾史研究では、清末から日本植民地期の統治機構と社会との関係について、統治機構に注目が集まり、社会について考察がなされるとしても清末には県以下の街庄などの末端レベル、日本統治時代は全台湾の一般行政が取り上げられてきた。その結果、台湾の在地社会と統治機構との関係性が十分に考察されず、むしろ1895年前後の統治者の変更が重視され、歴史が断絶として描かれてきた。これに対して提出論文は、本来漢文史料も含む多言語で構成されているはずの台湾総督府文書のうち、これまでの研究がほとんど日本語部分のみを使用してきたことに批判を加え、日本による統治初期には少なからず存在する漢文史料なども用いるなど、新たな史料を活用して、嘉義県という県レベルから統治機構と在地社会との双方を視野に入れて両者の関係性を描いた。そうすることで、本論文は1895年前後の統治機構と社会との関係性を、その中間に視点をおき、より具体的な過程として描き出すことに成功した。

本論文は序論、結論を除いて4章及び補論から構成される。序論「台湾における国家・社会関係と植民地統治」では、「台湾の植民地化過程を捉え直す」こと、また「1895年前後の歴史を接続すること」という本論文の課題が設定されるとともに、本論文で用いる史料について台南県公文類纂、それも和文だけでなく、漢文（英文）史料を積極的に用いることが述べられる。

第一章「林維朝と団練——ある地域エリートにおける割譲経験」では、嘉義新港の士紳である林維朝に注目し、清末台湾における団練の活動や「公事」の態様を検討し、林がいかに日本への割

譲を経験し、どのように植民地権力と出会ったのかを考察した。林は自家の経営と「公事」とを関連させつつ、知県の依頼を受けて団練の局長として問題解決に当たった。日清戦争下には地方の士紳らが経費を分担し、官租収入などを局費に充当しながら、大規模に団練局が運営された。郷治の面では、軍事化した清末台湾において、林も腕っ節の強い者を雇って団練などに組み込みつつ、「武力」を用いて治安に当たり、実際の問題を解決したりした。台湾の日本への割譲により、台湾社会の緊張は極致に達し、それぞれが自衛に向かった。社会的混乱に直面した林は対岸への内渡を決意したが、糖廊経営に問題が発生して台湾に帰郷したものの、モーゼル銃の保持を理由に逮捕されかけた。だが、新港の商店が連署して請願したために処罰を免れ、最終的には1897年5月の国籍選択期限を過ぎた10月に新港に戻ることを決意したのだった。

第二章「総理から街庄長へ——仲介者・中間団体の解体」では、乙未戦争に際しての嘉義における郷土防衛戦を概観し、同地の士紳らが連携して戦い日本軍に敗れた後に嘉義市街に設けられた保良局、就中、総理から事務係、街庄長に至る制度の変遷と、参事について考察を加えた。保良局は地域社会を代表して経費調達などの面で日本軍側と交渉を行い、1896年にそれが廃止され事務係が設定された。この保良局廃止後に新たに設けられた事務係、また事務係が共同で設けた公務所も、人的に連続していた。1897年に設けられた辨務署の下では、参事及び街庄長が各地で任命されたが、特に街庄長は人的に総理、事務係から連続していたものの、その業務や権限は縮小された。また経費不足に悩まされたが、紆余曲折を経て最終的に街庄長の役場費は地方税から支出することになった。だが、地方税を街庄長が代行徴収し、その徴税費用を台湾総督府が交付するようになると、役場費と交付金をトレードオフすることも見られた。なお、街庄長は地域の有力家が当たり、その任期は長く、事実上世襲された。

第三章「胥吏と徴税請負機構の解体」では、日本への割譲以前に州県衙門で働いていた胥吏に着目し、その割譲後の動向を考察した。清代、胥吏らは文書処理担当者でもあり、また独占的な徴税請負人でもあったが、清朝側から統治業務の引き継ぎを十分に受けなかった総督府は、地租徴収体制確立のために、胥吏らを県庁に雇い入れた。彼らは当初、徴税のための資料を総督府に提供し、また官話の通訳も担当したが、徴税が始まると総督府はかつての胥吏層を徴税の実務から排除していった。また、通訳の面でも、総督府が設けた国語伝習所や公学校を通じて、日本語を話せる若年者が出現すると官話を介した通訳が不要になり、日本語—福佬語ホーローの単通訳体制が形成され、かつての胥吏らはその役割を喪失していった。

第四章「聯庄から保甲・壮丁団へ」では、聯庄から保甲制度が確立するまでの経緯を考察した。清代、治安などのために地域社会で聯庄が組織されていたが、日本への割譲後、台湾総督府はその有用性を認めて、一定の規制下で公認したが、1897年末には壮丁団とその名称を変更して、その組織標準を定めた。この段階で保甲制度の立案が始められ、一度は街庄制をも包摂した制度が想定されたが、最終的には後藤新平が別途策定し、連坐制を強調した、地方県庁に対する総督府の中央集権化を志向する案に基づいて制度化が図られた。しかし、各県庁はその実施細則を定める過程で、地方ごとの実状に合わせた細則が盛り込まれ、1保=10甲=100戸といった基本的な内容も共有されない、地方ごとに極めて多様なものとなった。これに対して総督府は、1902年の「土匪」鎮定後、保甲制度の再編に乗り出したが、特に各地で保と県庁の間に設けられていた中間団体である保甲局の廃止を強く求め、1保=10甲=100戸の実現をはかった。同時に保甲を警察の最末端組織である

と実質的に位置づけ、警察による保甲の監督体制を確立した。そして、保甲は一般行政を担う街庄長を補助することが求められた。これは、清代の「土匪」時代に制定された非常時の保甲制度を日常の制度とした上で、全島画一の制度の下に標準化し、台湾総督府による集権的な地方統治のための組織に再編していったのである。

補論「警吏と探聞報告の世界」では、割譲後に地方県庁で雇用された台湾人のうち、いわば官憲と地域住民の仲介者であった警吏（巡査補）に着目し、その行動様式とともに、地方県庁の警察組織に残された記録に基づいて、当時の台湾社会において「問題」とされていたことを検討した。警吏は一面で社会の不満や不正を官憲に伝える役割を果たしたが、他面で地域社会から金銭を詐取したりしたし、また土匪から見れば警吏は憎むべき対象でもあった。地方県庁の警察組織に残された記録には、内地人の官吏による強姦や暴行、斬殺拷問、村落焼夷、徴発などの事件に関する記録も残されている。これらから、警吏が自己利益を求めつつ、官憲と地域社会との間で有した双方向性とともに、植民地統治初期、台湾社会では地域差こそあれ、乙未戦争以来の「戦争状態」が一定程度継続する状態になったことがうかがえる。

結論「郷治の終焉と植民地台湾の形成」では、国家・社会関係の転換、割譲前後の台湾人「官治」への参与の連続・断絶、植民地統治政策という三つの観点から、本論文の内容が整理されるとともに、今後の課題が示されている。そこでは、清末から日本統治初期にかけての国家・社会関係に一定の連続性が見られながらも、日本が清代以来の中間団体を排除するなどして、その統治構造をいかに転換させたのか、すなわちいかにして〈植民地台湾〉が創出されたのかが指摘される。

以上が提出論文の要旨であるが、本論文は主に以下の三つの長所を持っている。

第一に、台湾史研究において、従来「断絶」として描かれがちであった、清代から日本統治期への移行を一つの過程として分析し、そこにおける連続と転換を描き出したことである。具体的には、清代における地域社会の士紳や州県衙門の胥吏の地位や役割についての日本統治開始後の連続性や再編、また日本統治期における清代以来の中間団体の撤廃、仲介者の役割の変容などとして、個人の視点などから具体的に叙述した。このことは台湾における19世紀末の秩序再編を、断絶ではなく通史として描く上で、極めて重要な試みであり、同時に東アジアの秩序変容の一過程を叙述したという点でも注目に値する成果であろう。

第二に、従来、統治者である清代の台湾巡撫や日本統治後の台湾総督府のように、台湾の「中央」の視点や、あるいは社会の末端の状況がそれぞれ別々に描かれてきたのに対し、本論文ではその「中央」と在地社会とを、その中間的存在である士紳に着目することで有機的に結びつけ、また統治機関と社会との関係性を、統治体制、徴税、保甲、言語問題などから描き出したことである。そこには乙未戦争からの連続性も見られる一方、中間団体の撤廃など、日本統治開始後の変容、転換も含まれる。この相互関係は、本来多言語史料であった総督府史料のうち、従来あまり系統的に用いられてこなかった漢文部分を用いることなどによって可能となった。

第三に、本論文の実証部分に、台湾史はもとより、中国史、日本史などにとって多くの有益な指摘がなされている点である。例えば、下関条約に基づいて日本が台湾を接収してから台湾西部で生じた日本と現地社会、あるいは台湾民主国との戦闘の過程が本論文では詳細に描き出されている。これは目下の台湾史にとって当該分野の最先端の研究成果となろう。また、漢族のネットワークに関する、地縁的・空間的結合関係と機能的・業縁的結合関係について、両者が同等の比重で以て構

造をなしていたのではなく、おそらく後者がより優位であるとの指摘は、台湾史のみならず、中国史にとっても極めて示唆に富む。そして、明治期の統治主体と社会との間のローカル・エリートの態様は、日本近代史研究において十分な成果と蓄積があるが、その多くは日本本土の研究であり、植民地については十分な成果がなく、本論文の議論によって、以後本土と植民地との間での比較や関係性の検討が課題となろう。

以上のように、本論文には多くの長所や議論の広がりがあるが、もう少し検討が必要な点もある。例えば、本論文は清代から日本統治時代を見据えて中間団体や仲介者の断絶性や変容に着目したが、逆に植民地の視点から見れば、統治者による個人の把握、また土地調査や非武装化などが重要となる。著者にはすでにこの分野での業績があるので、これらの論点も絡めて議論する可能性があった。また、史料用語と社会科学用語のどちらを用いるかという点について後者を可能な限り捨象した印象もあり、それが本論文の内容に対する概念的把握を難しくした点もあったように思われる。

しかし、これらの点の多くは本論文の問題点というよりも、今後の課題とすべきものであり、また仮に上記のいくつかの点で弱点があったとしても、提出論文が、従来の研究にない新たな視点を提示したことは疑いえない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。